

2008年8月26日

厚生労働省

総括審議官（国際担当）

村木太郎 殿

社団法人日本経済団体連合会

国際労働委員長 立石信雄

第98回ILO総会第4議題「HIV／エイズと仕事の世界」

質問票に対する日本政府意見への意見

先般頂戴しました、第98回ILO総会第4議題「HIV／エイズと仕事の世界」に係る質問票に対する日本政府意見につき、内容を検討致しました結果、別添の通り意見を表明致します。

以上

第 98 回 ILO 総会第 4 議題「HIV/エイズと仕事の世界」
質問票に対する日本政府意見への意見

2008 年 8 月 26 日
社団法人日本経済団体連合会
国際労働委員長 立石 信 雄

質 問	日本政府 意見	当方意見
1. ILO 総会は「仕事の世界における HIV/エイズに関する文書」を採択すべきだと思いますか。	意見：はい コメント： 文書を作成することは意義深い。なお、文書の採択にあたり、各国の事情を十分に考慮した柔軟な文書とすることが必要であると思料する。	既に ILO は、the ILO Code of Practice on HIV/AIDS を作成済みであり、それを尊重することが重要であると思料する。
3. その文書は以下に言及する前文を含むべきでしょうか。 (i) ILO や国連のものを含む、仕事の世界における HIV/エイズに関連する国際条約及び勧告	意見：はい コメント： 国際的に HIV/エイズに関する注目を高めることの重要性に加え、最近の国際機関同士の連携の流れを踏まえると、意義があることだと考える。	作成に当たって労使が関与していない様々な条約や勧告が含まれる可能性を危惧する。the ILO Code of Practice on HIV/AIDS を基本として、ILO 差別待遇条約 (111 号) など、限られた条約及び勧告に言及すべきと考える。
7. 仕事の世界における HIV/エイズに関する国の政策は以下の分野を取り上げるべきでしょうか。 (b) HIV/エイズが労働者及び仕事の世界に与える影響の緩和	意見：はい コメント： 働くことにより、労働者が健康を損なうようなことはあってはならないことであり、業務上 HIV に感染することは防止されるべきである。	政府コメントを以下のように修正すべきである。 働くことにより、労働者が健康を損なうようなことはあってはならないことであり、また労働力の損失につながらないよう、業務上 HIV/AIDS に感染することは防止されるべきである。
(c) HIV/エイズの影響を受けている労働者及びその家族のケアとサポート	意見：はい コメント： 我が国において、労働者が業務上の事由により HIV に感染した場合には、労災保険制度において業務上疾病として取り扱うとともに医学上必要な治療は保険給付の対象となっている。また、労働者が業務上の事由により HIV に感染しエイズを発症し、死亡した場合は、その遺族に対して遺族補償給付等が支給される。	業務上の事由によらず、従業員が HIV/AIDS に感染している場合は一般の医療保険で治療等の必要な給付が受けられる旨、追加して言及してはどうか (9 (e) (ii) に関連)。
(f) 地元社会との協力並びにサプライ・チェーン (供給網) 及び流通網を通じた事業計画の拡大における職場の役割	意見：はい コメント： 職場でエイズ問題に取り組む際には、地域的かつ組織的な取り組みが必要となり、多くの部門、担当者が関与することになる。 ただし、我が国の HIV 罹患率が 0.1% 未満であること及び HIV が日常の職場において感染することはないこと等から、サプライ・チェーン、流通網等を通じた周知活動を取り上げることは、国の事情を十分に考慮した柔軟なものとする必要があると思料する。例えば、我が国の場合、産業医が中心的役割を担い、関係部門との連携に努めることとしている。	政府コメントを以下のように修正すべきである。 産業医は、50 人未満の事業所には選任が義務付けられておらず、また 1000 人未満の企業では多くが嘱託勤務であり、産業医が中心的役割を担いという表現は、職域の実態に適ったコメントとは言いがたい。したがって、「例えば、我が国の場合、産業医を含めて、関係部門との連携に努めることとしている。」としてはどうか。

<p>9. この文書は以下の原則を表明し、それが国の政策において考慮されるよう規定すべきでしょうか。</p> <p>(a) 一般原則</p> <p>(i) 職場の問題としてHIV/エイズが認識されるべきこと。</p>	<p>意見：はい</p> <p>コメント： 職場の問題として認識されるべきではあると考えられる。</p>	<p>政府コメントを以下のように修正すべきである。</p> <p>職場の問題としても考えられる側面がある。</p> <p>また、(a)一般原則の中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府および地方自治体は HIV/AIDS の感染予防に対する取組み強化を明確な方針として表明すること。 ・学校教育の段階における HIV/AIDS に関する取組みを強化することを追加することが望ましい。
<p>(f) 予防、治療、ケア、サポート</p> <p>(iv) 政府はHIV感染者とその扶養家族が官民の保険制度の下で、保険医療の完全な保護の恩恵を受けられるよう確保すべきこと。</p>	<p>意見：はい</p> <p>コメント： HIV感染者であるか否かにかかわらず、労災保険制度は、労働者が業務上の事由による負傷、疾病等について必要な保険給付を行い、医療保険制度は、被保険者の疾病、負傷等について必要な保険給付を行っている。</p>	<p>左の保険制度の給付には、予防に関するものは含まれないことを確認すべきである。</p>
<p>10. この文書は以下を規定すべきでしょうか。</p> <p>(a) 国家レベルで採用されるべきフォローアップ措置、政策の実施に向けて講じられた措置の定期的な見直し</p>	<p>意見：はい</p> <p>コメント： 職場におけるHIV/AIDSに関する政策が適切に実施・運営されるためにも、フォローアップは必要であると考えられる。</p>	<p>文書に新たな義務的なフォローアップ措置を含めることは不適當である。</p>